

第2号様式

一般廃棄物処理業許可証

第8-5号許可

住 所 帯広市西23条北4丁目1-2

氏 名 有限会社 タナベ

代表取締役 田邊 宏 様

令和8年9月10日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の種類	収集運搬・処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1-2 有限会社 タナベ
許可期間		令和8年9月21日から 令和10年9月20日まで
一般廃棄物の収集を行うことのできる区域		新得町の一般廃棄物の処理区域内に限る。
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	新得町が指定する場所
	その他	一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

令和8年9月17日

新得町長 湯浅 真希

